

税理士記念日の無料税務相談会

税金のわからないコト、専門家に聞いてみよう！
この機会に是非 ご利用ください。

平成 31 年 2 月 23 日 (土)

受付 13:00~ / 相談会 13:30~16:30

八王子市学園都市センター (第3・4セミナー室)
八王子東急スクエア12階 八王子市旭町9-1
■ JR 八王子駅北口下車 徒歩3分



相談料無料

予約不要

先着40名

インターネットでもご案内をしています

東京税理士会八王子支部

検索

【個人情報について】

今回の無料相談会の個人情報の取り扱いは次の目的のみに使用します。

○個人を特定しない統計情報の形で利用するため

主催：東京税理士会八王子支部 お問い合わせ：東京税理士会八王子支部 事務局

TEL 042-644-0131 平日 9:30～16:30（土日祝を除く）

税理士が相談に応じます

税理士には守秘義務があり、相談内容を第三者に開示する事はありません。
こんな心配事がありましたらお気軽にしてください。

- Life Stage 1
- ・ 就職したら ・ ・ 年末調整
 - ・ 病気になったら ・ ・ 医療費控除
 - ・ 寄附をしたら ・ ・ 寄附金控除
- （ふるさと納税も含まれます。）
- Life Stage 2
- ・ マイホームを購入したら ・ ・ 住宅ローン控除
- Life Stage 3
- ・ 土地や建物を売却したら ・ ・ 譲渡所得
 - ・ 生命保険が満期になったら ・ ・ 一時所得
- Life Stage 4
- ・ 贈与を受けたら ・ ・ 暦年課税、相続時精算課税、
教育資金に係る贈与税の非課税措置、贈与税の申告
- Life Stage 5
- ・ 相続があったら ・ ・ 遺産の分割、相続税の申告
 - ・ 退職金を受け取ったら ・ ・ 退職所得
- Life Stage 6
- ・ 個人事業をはじめたら ・ ・ 事業所得
 - ・ 年金を受け取ったら ・ ・ 雑所得

それぞれの税金の申告が必要になる場合があります

● 2月23日は何の日？

税理士記念日です。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。広く皆様のお力になるべく、また税理士の社会的使命を再確認する日として活動しています。